

# 横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業のご案内

## ○ひとり親家庭等日常生活支援事業とは

○母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、離婚や死別、家族の病気などにより一時的に家事・育児に困っている時、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し日常生活をお手伝いします。



交付申請書をダウンロードする方は「横浜市ホームページ」をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodatekyoiku/oyakokenko/hitorioya/nitijouseikatusienn.html>



## ○対象者

○横浜市内にお住まいの、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に定める母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦です。

### ※母子家庭の母、父子家庭の父とは

配偶者（内縁関係を含む）が死亡、もしくは離婚等により、配偶者がいない状態となった方がその後も婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）をせずに20歳未満の児童を扶養している家庭のお母さん又は、お父さんです。

### ※寡婦とは

かつて、母子家庭であった方で、子が成人していて、現在も配偶者のいない方です。

## ○利用できる事由

- 生活環境の大きな変化（ひとり親になって間もないなど）
- 自立に向けた必要な事由（技能習得に向けた通学や、就職活動など）
- 社会的な事由（疾病、冠婚葬祭、お仕事の都合など）



## ○支援内容

・支援の種類は、「生活援助」と「子育て支援」とし、次の援助又は支援を行います。

支援の種類	子育て支援	生活援助
○支援内容	・乳幼児の保育 (授乳、おむつ交換、沐浴介助、育児環境の整備など) ・児童の生活指導 (衣類の着脱、洗面、手洗い、排泄)	・食事の世話 ・住居の掃除 ・身の回りの世話 ・生活必需品の買い物
○支援場所	支援員（ヘルパー）の居宅、職業訓練を受講している場所等	利用者の居宅 ※利用者居宅での子育て支援を実施する場合は生活援助の料金を適用します。

### ※注意

○同じ事由で利用する場合は、概ね6か月までの短期支援です。

○利用できる頻度は月10日、1年度240時間までです。超過分は全額自己負担になります。

○小学生以下のお子様がいる方は、お仕事で残業される場合に限り、定期的な利用が可能です。

※ただし、利用できる頻度は、規定通り月10日、1年度240時間までです。

## ○利用料金

利用者1時間あたりの負担額は下の表のとおりです。1時間からご利用できます。

利用世帯の区分	子育て支援	生活援助
○生活保護世帯、市民税非課税世帯	0円	0円
○児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
○上記以外の世帯	150円	300円

※サービス実施時に発生する費用は別途実費相当額負担となります。

※利用者居宅での子育て支援を実施する場合は、生活援助の料金を適用します。

# ○手続きの流れ

申請者（あなた）

こども青少年局  
こども家庭課

ヘルパー事業者

## ①申請書の提出

横浜市へ「証明書交付申請書」と必要書類をご提出ください。  
申請書は、横浜市ホームページ「日常生活支援事業」にてダウンロードしてください。

申請書提出先及び提出方法  
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10  
横浜市こども青少年局こども家庭課  
日常生活支援事業担当 宛  
※特定記録郵便のご利用をお勧めします。



## ②証明書の発行

こども青少年局こども家庭課から、証明書を送付します。

③で必要な「日常生活支援事業登録申込書」も同封します。この証明書の送付まで、概ね3週間程度かかりますのでご了承ください。

また、証明書の有効期限は申請日が属する年の12月31日までとなります。

翌年1月以降のご利用については、「⑤更新の場合」の項目をご参照ください。



## ③事業者への登録申し込み

選択する受託事業者1者に対し、事前連絡の上、「日常生活支援事業登録申込書」を提出し、登録申し込みをしてください。



## ④支援開始

③にて受託事業者と契約が成立しましたら、ご利用の前に、事業者に派遣希望内容をご相談ください。

相談の連絡方法及び申込期限等は事業者により異なります。

なお、派遣日時については事業者の状況により、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

また、利用日程の変更（又は中止）は、事業者が定める期日までに、事業者にご連絡ください。期日以降にキャンセルした場合は、事業者が定めるキャンセル料を直接事業者へお支払頂きますのでご注意ください。



## ⑤更新の場合

証明書の有効期限（申請日が属する年の12月31日まで）が満了し、翌年1月以降も利用したい場合は、①を提出し証明書の交付を受け、12月の第3金曜日までに③の申し込みを再度行ってください。

なお、利用料金の世帯区分についても再度審査することになるため、利用区分が変更する可能性もあります。ご了承ください。

## ○令和4年度事業者一覧

※通常の派遣時間は9時から18時です。それ以外の早朝・深夜等については、事業者に直接お問い合わせください。ただし、いずれの時間帯も事業者の状況により、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

事業者名	所在地	電話番号	FAX	派遣可能区	利用可能日
社会福祉法人 たすけあいゆい	〒232-0041 南区睦町 1-31-1	730-3466	730-3467	南	月から金 (祝祭日、お盆 年末年始を除く)
株式会社 明日香	〒112-0002 東京都文京区 小石川 5-2-2 明日香ビル3F	03-6912-2125	03-6912-2077	全区	月から金 (祝祭日、年末年始 を除く)
特定非営利活動法人 さくらんぼ	〒246-0022 瀬谷区 三ツ境 17-1	363-8037	363-8037	旭、瀬谷	月から金 (祝祭日、年末年始 を除く)
特定非営利活動法人 ピッピ・親子サ ポートネット	〒225-0014 青葉区 荏田西 3-1-19	342-5674	974-0704	青葉 都筑	月から金 (祝祭日、お盆、年 末年始を除く)
社会福祉法人 あさひ (福祉協会たすけあい)	〒230-0062 鶴見区豊岡町 7-10 パーライト ビル8階	402-8738	433-5498	鶴見 港北	月から金 (祝祭日、年末年始 を除く)
社会福祉法人 ワーカーズコレ クティブふれあ い都筑	〒224-0007 都筑区荏田南 5-8-17	943-1266	943-1051	都筑	月から金 (祝祭日、お盆、年 末年始を除く)
特定非営利活動法人 有為グループ	〒233-0002 港北区上大岡西 2-6-18	844-4541	848-0422	港南	月から土 (年末年始を除く)

### 【お問合せ・申請書送付先】

- ・横浜市こども青少年局 こども家庭課 日常生活支援事業担当
- ・〒231-0005 横浜市中区 本町6-50-10
- ・電話：045-671-2390 / FAX：045-681-0925